

「市民によるグリーン・メコン・イニシアティブ」(C-GMI) 案  
メコンの未来、私たちの未来～  
メコン河流域開発を検証する東アジア市民ネットワークの強化に向けて  
2013年9月30日

中国南東部、ビルマ／ミャンマー、ラオス、タイ、カンボジア、ベトナムを流れる国際河川メコン河の流域では、6千万人もの人びとが、河川や森林に由来する自然資源に依存した生活を続けている。しかし、今、メコン河の本流・支流一帯で、水量と水質が劇的に変化し、水産資源や森林資源が減少し、河岸や河口で耕作可能な土地が消滅しつつある。自然環境・資源の劣化は、人びとの生活と生計を直撃し、食料の安全保障を揺るがし、先住・少数民族、女性、子ども、経済的貧困層など、社会的な弱者の生存を根底から脅かしかねない。自然環境・資源の劣化の原因は、経済優先の地域統合や大規模開発、都市化・工業化や大量消費などに、気候変動といった要因も加わって、ますます複雑化しているが、流域全体で加速する大規模水力発電所の建設がとりわけ大きな問題となっている<sup>1</sup>。

メコン河流域で、大規模水力発電所の建設が進む背景には、以下の課題がある。

- 1) 計画・建設を推進する政府や企業の側に、自然資源に依存した生活様式の価値や、自然資源の管理の成否が流域に住む人びとに及ぼす影響に対する認識が十分でない。
- 2) 従来の工業先進国に加えて、流域内外の新興国から、多額の開発資金が流入している。
- 3) 流域の住民・市民が、開発をめぐる意思決定に参加する機会が限られている<sup>2</sup>。

私たちメコン河流域内外の住民・市民は、これまでも、流域の自然環境・自然の保全と管理のために努力してきたが、今、より広範に、緊密で、継続的なネットワークを通して活動する必要に迫られている。国境を越えて顕在化する環境・社会影響や、新興国からの資金流入といった課題に対処するためには、関係国間の住民・市民が認識を共有し、協働しなければならない。メコン河流域に暮らす人びとが育んできた生活様式や知恵を尊重しつつ、政府や企業関係者と対話を進め、流域の未来を形作ってゆかなければならない。

折しも、2009年11月、日本政府は、メコン河流域国（中国をのぞく）への開発援助の継続の一環として、『『緑あふれるメコン（グリーン・メコン）に向けた10年』イニシアティブ』（「グリーン・メコン・イニシアティブ」＝GMI）を発表した<sup>3</sup>。GMIは、自然環境、生物多様性、水資源管理の重要性を強調しつつも、メコン河の自然環境・資源が流域に住む人びともたらす経済、社会、文化、精神的価値を包括的に捉えているとは言いがたい。また、流域内外の住民・市民が開発をめぐる意思決定に参加する枠組みを提供していない<sup>4</sup>。このままでは、GMIの今後、とりわけ「日メコン協力のための東京戦略」（2012年10月）

で言う、「メコン河委員会の枠組みにおける、メコン河本流での水力発電案件による影響を含む、メコン河の持続可能な管理と開発に関する調査のための行動と措置」がどのように進展するのかが危ぶまれる<sup>5</sup>。そこで、私たちは、これまでの話合いにもとづき、「市民社会によるグリーン・メコン・イニシアティブ」(CGMI)として、以下に提言する。これらの課題が、政府や企業をはじめ、メコン河流域の開発に関わる人びととの対話の場で真剣に話し合われることを願う。

- 1) メコン河流域に住む人びとの生活、生計、生命は、河川、森林、土地のもたらす自然資源に深く依存する。メコン河は、何千万もの住民を支える経済、社会、文化、精神的な価値を持つ。このことを、メコン河流域の未来を議論する際の根底に据えるべきである。
- 2) メコン河の自然環境・資源の実態と価値は完全には明らかになっていない。知識や知見が不十分な分野で積極的に調査を行い、とりわけ住民が主体的に行う調査には、支援を提供すべきである。
- 3) 大規模開発、とりわけ水力発電所の建設は、自然環境・資源を破壊し、流域の住民、とくに先住・少数民族、女性、子ども、経済的貧困層などの生存を脅かす。東北タイ・パクムダムをはじめ、そうした実例は、流域ですでに存在する。こうした実例から教訓を学ぶべきである。
- 4) メコン河委員会 (MRC) が実施した戦略的環境評価 (SEA) の提言 (「本流ダムに関わる決定は 10 年間延期すべきである」) にもあるように<sup>6</sup>、メコン河本流での水力発電所の建設は、包括的な調査が実施されるまで延期すべきである。
- 5) 国境を越えた環境・社会影響は流域の住民に甚大な被害をもたらすとともに、影響緩和策の策定、合意、実施が非常に困難である。水力発電所の環境影響評価 (EIA) に、長期的・累積的な影響とともに、国境を越える環境・社会影響の評価を義務付け、被害が顕在化した際の緩和策を整備しておくべきである。
- 6) 流域諸国では、開発をめぐる意思決定に不可欠な民主的制度と手続き、とりわけ情報公開、表現の自由、住民参加、政府や企業のアカウンタビリティが十分に確立されていない。十分な情報を適切なタイミングと方法で公開し、実質のともなった住民参加が実現するよう、また、さまざまな意見を発する住民・市民が脅迫や弾圧といった人権侵害に遇わないよう、制度や手続きを整備すべきである。
- 7) MRC には上流国の中国とビルマが正式に加盟しておらず、協議手続き<sup>7</sup>にも不十分な点が多い。サイヤブリダム計画では、住民・市民の意見ばかりか、カンボジア、ベトナム両加盟国政府の反対や懸念の声を反映させることができなかった。現在の協議手続きの課題を検証し、加盟国が改善に合意するまで、MRC において水力発電所計画について協議するべきではない。
- 8) 開発をめぐる意思決定は、住民の伝統的な知恵、日常の経験にもとづく考察、そして専門家による調査など、現存する情報や知見をきちんと分析したうえで、下されるべきで

ある。

- 9) 水力発電所建設の根拠となる電力需要は、公開・透明性の高い手続きを通して予測することで、特定の人びとの利害や思惑ではなく、より現実的な電力開発計画を作成する基盤になる。同時に、電力開発計画や政策は、分散型で再生可能な電力源や需要調整をもとに策定されるべきである。
- 10) 「透明」で「持続可能」な水力発電といった概念や、魚道などの技術はいまだに定義があいまいで、効果の検証も不十分である。とくに魚道については、現在の技術の水準で、メコン河の豊富な水産資源の保全は不可能なことが明らかになっている。メコン河開発を、効果の疑わしい概念や技術の実験場にすることは避けるべきである。

以上の提言を実現するために、私たち流域内外の住民・市民は、以下の活動を進めてゆく。

- 1) メコン河流域の自然環境・資源を持続的に活用・管理している人びとの知識や知恵を未来に生かす方法・戦略を明らかにする。
- 2) 自然環境・資源と生活・生存との密接なつながりとその価値、その対極にある、環境・資源の劣化による経済、社会、文化、精神上的の損失について、あらゆる機会を通して、流域内外の政府・企業関係者および一般市民の理解を求めてゆく。
- 3) 住民・市民の経験、知恵、想像力を駆使して、複雑化する環境・社会保全の課題に対処するよう、東アジアの国々で、メコン河流域の開発問題を協議・検証するネットワークを強化する。

<sup>1</sup> 最近では、土地をめぐる紛争が大きな問題となっている。これは、民間投資や経済土地コンセッションによる大規模プランテーションの運営、単一商品作物の栽培、契約農業などが引き起す土地利用の変化、土地の絶対・相対的不足が原因となっている。また、大規模水力発電所の建設による広大な土地の水没や大規模な住民移転も、土地をめぐる紛争を生じさせている。都市部では、産業化がもたらす大気、水、土壌の汚染が深刻化しており、被害を受ける人びとも広範囲に及んでいる、さらに、メコン圏には、チャオプラヤー河、イラワディ（エーヤワディ）川、サルウィン（タンルウィン）川といった大河川に由来する自然環境・資源に依存して暮らす住民も多い。こうした課題に取り組む人びとも協働する必要がある一方で、ここにあげた提言の内容には、他の課題に適用可能な点も多い。

<sup>2</sup> 最近では、環境や人権の保護を訴える人びとが脅迫、弾圧、殺害される事件が目立ち、参加の機会はむしろ狭められていると言える。

<sup>3</sup> 外務省（2009a）「第1回日本・メコン地域諸国首脳会議東京宣言（仮訳）―共通の繁栄する未来のための新たなパートナーシップの確立―」（[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j\\_mekong\\_k/s\\_kaigi/j\\_mekong09\\_ts\\_ka.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/s_kaigi/j_mekong09_ts_ka.html)）を参照。

<sup>4</sup> 外務省（2009年b）「日メコン行動計画63（仮訳）」

（[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j\\_mekong\\_k/s\\_kaigi/j\\_mekong09\\_63\\_ka.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/s_kaigi/j_mekong09_63_ka.html)）では、「メコン河の水資源管理促進に向けた協力」、「メコン河の洪水・渇水管理及び緩和」に言及している。また、外務省（2010年）「グリーン・メコンに向けた10年」イニシアティブに関する行動計画

（[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j\\_mekong\\_k/s\\_kaigi02/gm10\\_iap\\_jp.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/s_kaigi02/gm10_iap_jp.html)）では、「メコン河委員会（MRC）による渇水、洪水対策に関するプロジェクトの実施〔の〕支援」、「メコン河の生物多様性保全の一環として、メコン河淡水イルカ保護」、「メコン河委員会を通じて総合水資源管理（IWRM）のアプローチ〔の〕促進」に言及している。

<sup>5</sup> 外務省（2012年）「日メコン協力のための東京戦略2012（仮訳）」

（[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j\\_mekong\\_k/s\\_kaigi04/joint\\_statement\\_jp2.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/s_kaigi04/joint_statement_jp2.html)）を参照。

<sup>6</sup> 原文は、”Decisions on mainstream dams should be deferred for a period of ten years...with reviews every three years to ensure that essential deferment - period activities are being conducted effectively”. (International Centre for Environmental Management 2010. *Strategic Environmental Assessment of Hydropower on the Mekong Mainstream: Final Report*, Mekong River Commission, 24頁

[http://www.cdri.org.kh/shdmekong/9.Strategic%20Environmental%20Assessment%20Final%20Report\\_MRC.pdf](http://www.cdri.org.kh/shdmekong/9.Strategic%20Environmental%20Assessment%20Final%20Report_MRC.pdf))

---

<sup>7</sup> 「告知、事前協議、合意手続き」(Procedures for Notification, Prior Consultation and Agreement=PNPCA) と呼ばれる協議手続きは、1995年の「メコン協約」(Mekong Agreement) 第5条にもとづき、加盟国に課された手続き上の義務である。加盟国は、メコン河本流における開発事業に関して、MRCに告知したうえで、合同で精査・協議を行い、その事業の実施および実施条件について合意を形成する。詳細は、MRC *Procedures for Notification, Prior Consultation and Agreement*  
<http://www.mrcmekong.org/assets/Publications/policies/Procedures-Notification-Prior-Consultation-Agreement.pdf>を参照。